

仕 様 書

1 契約件名

令和7年度 松江公共職業安定所で使用するレンタカー賃貸借契約（単価契約）

2 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までとする。

3 使用官署及び担当者

(1) 松江公共職業安定所（松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 2 階）

【担当者】松江公共職業安定所：庶務課長 福間（予定）（TEL:0852-22-8609）

(2) 駅前しごとプラザ松江（松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3 階）

【担当者】駅前しごとプラザ松江：小村（予定）（TEL:0852-28-8700）

4 年間予定数量

使用官署	年間予定数量
松江公共職業安定所	108回
駅前しごとプラザ松江	12回
合 計	120回

※ 年間予定数量は、令和6年度の使用実績から算出した見込み数量であるため、増減については了承すること。

※ 契約期間中の土日祝及び年末年始（令和7年12月29日～令和8年1月2日）は使用予定がないこと。

5 使用車両

原則として、以下、ア～カの規格を満たすものとする。

但し、ア及びイを満たす車両を確保できないときは、より上のランク（排気量 1, 300 CC 超え又は、車両重量 1, 531 kg 以上。以下「上のランク」という。）でも可とする。

なお、上のランクを使用する場合であっても、使用料金（単価）を変動させないこと。

ア 排気量 1, 300cc クラス以下（軽自動車含む）の乗用車（ガソリン車）

イ 車両重量 1, 531kg 未満

ウ オートマチック車又はCVT車

エ エアコン完備

オ 平成17年排出ガス基準値75%低減に適合すること。

カ 以下の車両区分ごとのJC・08モードまたはWLTCモード燃費基準値を満たすこと。

車 両 重 量	燃 費 基 準 値
601kg未満	22. 5km/L以上
601kg以上 741kg未満	21. 8km/L以上
741kg以上 856kg未満	21. 0km/L以上
856kg以上 971kg未満	20. 8km/L以上
971kg以上 1, 081kg未満	20. 5km/L以上
1, 081kg以上 1, 196kg未満	18. 7km/L以上
1, 196kg以 1, 311kg未満	17. 2km/L以上
1, 311kg以上 1, 421kg未満	15. 8km/L以上
1, 421kg以上 1, 531kg未満	14. 4km/L以上
1, 531kg以上 1, 651kg未満	13. 2km/L以上
1, 651kg以上 1, 761kg未満	12. 2km/L以上
1, 761kg以 1, 871kg未満	11. 1km/L以上
1, 871kg以上 1, 991kg未満	10. 2km/L以上
1, 991kg以上 2, 101kg未満	9. 4km/L以上
2, 101kg以上 2, 271kg未満	8. 7km/L以上
2, 271kg以上	7. 4km/L以上

6 加入する任意保険の内容

ア 対人及び対物補償：無制限

イ 車両保証：時価額

ウ 免責0円 ※ NOC（ノンオペレーションチャージ）は発生しないこととする。

7 車両の利用方法等

(1) 松江公共職業安定所

ア 利用開始（車両の引き渡し）

① 使用（予定）者は、受注業者あて別添「レンタカー使用申込書」にて遅くとも使用希望日の前日 15 時までに、使用開始時刻等の連絡（持参又は FAX）を行うこと。

② 受注業者は、原則、当日使用開始時刻に、指定場所：「月極駐車場（松江市向島町 182）」（以下、「指定場所」という。）において、自動車燃料（ガソリン）を満杯にした状態で車両の引き渡しを行うこと。

但し、使用者は、午前 9 時より前から使用開始を希望する場合、受注業者車両保管庫まで車両を引き取りに行くこと。

また、受注業者は、使用開始時間帯における常駐人員不足等の理由により、上記指定場所での引き渡し不可である場合は、使用（予定）者あて事前連絡し、引き渡し指定場所変更（受注業者車両保管庫に限る）、或いは、引き渡し時間変更の了解を

得るなど調整の上、確実な車両の引き渡しを行うこと。

イ 回収（返却）

- ① 受注業者は、原則、「レンタカー使用申込書」記載の使用終了時刻（予定）に、指定場所において、車両を回収すること。

但し、受注業者は、使用終了時刻（予定）時間帯における常駐人員不足等の理由により、上記時刻での回収不可である場合は、使用者あて事前連絡し、回収時間変更、或いは、回収指定場所変更（受注業者車両保管庫に限る）の了解を得るなど調整の上、確実な車両の回収を行うこと。

なお、使用者は、車両の回収前に自動車燃料（ガソリン）を満杯にした状態にしておくこと。

- ② 使用者は、緊急の用務等により、使用終了時刻（予定）が変更となる場合、受注業者に事前連絡の上、回収時刻等を調整すること。

(2) 駅前しごとプラザ松江

ア 利用開始（車両の引き渡し）

- ① 上記（1）アの①に同じ。
- ② 受注業者は、原則、当日使用開始時刻に、指定場所：「受注業者車両保管庫」において、自動車燃料（ガソリン）を満杯にした状態で車両の引き渡しを行うこと。

イ 返却（回収）

- ① 使用者は、原則、「レンタカー使用申込書」記載の使用終了時刻（予定）に、指定場所において、車両を返却すること。

なお、使用者は、車両の回収前に自動車燃料（ガソリン）を満杯にした状態にしておくこと。

- ② 使用者は、緊急の用務等により、使用終了時刻（予定）が変更となる場合、受注業者に事前連絡の上、返却時刻を調整すること。

なお、使用者は、用務内容等により一旦、受注業者の車両保管庫に車両を戻し、再度、車両の使用を行う場合があること。

(3) その他

- ① 使用申込に関する原則的な取扱いは上記のとおりであるが、使用希望当日に使用申込があった場合（緊急用務等が生じた場合）、車両の確保が可能であるときは当該車両を使用できるよう配慮すること。

- ② 使用申込以降（使用当日含む）、車両の使用をキャンセルする場合、キャンセル料は発生しないものであること。

- ③ 事故・故障時の対応

車両運転時に万一事故に遭った場合、所使用者は所属官署、関係機関（警察等）及び受注業者へ遅滞なく連絡を行い必要な措置を行うこと。その際、受注業者は事故処理に関しアドバイス等を行うこと。また、故障時においても、必要に応じ同様の対応をとること。

なお、事故、その他の破損等により車両の修理等が必要となった場合には、上記

6の保険・補償及び受注業者の責任のもとで対処するものとする。

8 その他の事項

(1) 操作方法等

受注業者は、使用者に自動車の操作方法等の説明を十分に行うこと。

(2) 車両管理

車両の借上げ時には、受注業者において自動車燃料（ガソリン）のみならず、ウォッシャー液、エンジンオイル、ブレーキオイルその他を十分に補充し、車両各装備機能等の点検を行い、安全走行が確保できる状態としておくこと。

(3) 契約及び請求方法等

ア 契約にあたり、当局作成の契約書を取り交わすこと。また、別途、「暴力団排除に関する誓約書」を提出すること。

イ 賃貸借料金の請求にあたっては、毎月月末で利用実績を締め、翌月 15 日までに「官署支出官 島根労働局長」あてに請求書を提出すること。

なお、使用当日に、受注業者の車両保管庫を起点として同一車両を複数回使用する場合（上記7（2）イの②なお書きの場合）であっても、使用台数は1台とカウントすること。

また、使用申込書が複数枚提出され、同一車両を終日借り受ける形となった場合においても、使用台数は1台としてカウントすること。

ウ 発注者は、適法な請求書を受理した日の翌日から起算し、30日以内に賃貸借料金を支払うこと。